

介護老人保健施設 浮間舟渡園 利用料金(介護予防通所、3割負担)

1. 介護予防通所リハビリテーション費 基本利用料金(1ヶ月当たり)

| 費用(居宅サービス費) | 要支援1 | 要支援2 |
|------------------|--------|---------|
| 介護予防通所リハビリテーション費 | 7,553円 | 14,079円 |

2. 保険給付内 加算料金

| 項目 | 金額 | 加算単位 | 内容の説明 |
|-----------------------------|--------|-------------------|---|
| 若年性認知症利用者受入加算 | 800円 | 1ヶ月 | 若年性認知症の方(40歳から64歳)が利用された場合に加算されます。 |
| 利用開始日の属する月から12月超(要支援1) | ▲400円 | 1ヶ月 | 要支援1のご利用者が利用開始日の属する月から12月を超えた場合に減算されます。 |
| 利用開始日の属する月から12月超(要支援2) | ▲800円 | 1ヶ月 | 要支援2のご利用者が利用開始日の属する月から12月を超えた場合に減算されます。 |
| (新しい加算)退院時共同指導加算 | 1,998円 | 1回につき | 病院又は診療所に入院中の者が退院するに当たり、通所リハビリテーション事業所の医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導(利用者又はその家族に対して、病院又は診療所の主治の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の従業者と利用者の状況等に関する情報を相互に共有した上で、在宅でのリハビリテーションに必要な指導を共同で行い、その内容を在宅でのリハビリテーション計画に反映させることをいう。)を行った後に、当該者に対する初回の通所リハビリテーションを行った場合に、当該退院につき1回に限り、所定単位数を加算する。 |
| 栄養アセスメント加算 | 167円 | 1ヶ月あたり | 管理栄養士を1名以上配置し、ご利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して栄養アセスメントを実施し、当該ご利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じて対応し、ご利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他の栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合に加算されます。 |
| 栄養改善加算 | 666円 | 1ヶ月あたり | 低栄養状態の改善等を目的とし、栄養ケア計画に従い管理栄養士等が栄養改善サービスを行い、定期的な評価と必要に応じ居宅を訪問した場合に加算されます。 |
| 口腔・栄養スクリーニング(I)加算(6月に1回限度) | 67円 | 6月に1回 | ご利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について介護職員等が確認を行い、当該ご利用者の口腔の健康状態と栄養状態に係る情報を介護支援専門員に文書で共有した場合に加算されます。 |
| 口腔・栄養スクリーニング(II)加算(6月に1回限度) | 17円 | 6月に1回 | ご利用者の口腔の健康状態と栄養状態のいずれかについて介護職員等が確認を行い、当該ご利用者の口腔の健康状態と栄養状態に係る情報を介護支援専門員に文書で共有した場合に加算されます。 |
| 口腔機能向上加算(I) | 500円 | 月2回を限度とする(3ヶ月に限り) | ご利用者の口腔機能の向上等を目的として口腔機能改善管理指導計画を作成し、これに基づいて個別的に口腔清掃の指導等を実施し定期的な評価を行った場合に加算されます。 |
| 口腔機能向上加算(II) | 533円 | 月2回を限度とする(3ヶ月に限り) | 口腔機能向上加算(I)の内容説明のほか、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施にあたって当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合に加算されます。 |
| 科学的介護推進体制加算 | 134円 | 1ヶ月あたり | ご利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出し、必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している場合に加算されます。 |

| 項目 | 金額 | 加算単位 | 内容の説明 |
|-------------------------------|------|------|--|
| サービス提供体制強化加算(Ⅲ)(要支援1) | 80円 | 1ヶ月 | 介護職員の総数のうち勤続7年以上の占める割合が30/100以上の場合に加算されます。 |
| サービス提供体制強化加算(Ⅲ)(要支援2) | 160円 | 1ヶ月 | 介護職員の総数のうち勤続7年以上の占める割合が30/100以上の場合に加算されます。 |
| 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)(令和8年5月31日まで) | | | 介護現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへと確実につながるよう加算率の引上げを行う。 介護職員等の確保に向けて、介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「介護職員等処遇改善加算」に一本化を行う。 ※ 一本化後の加算については、事業所内での柔軟な職種間配分を認める。 また、人材確保に向けてより効果的な要件とする等の観点から、月額賃金の改善に関する要件及び職場環境等要件を見直す。所定単位数×83/1000 |
| 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)(ロ)(令和8年6月1日以降) | | | 政府経済見通し等を踏まえた介護分野の職員の処遇改善、介護サービス事業者の生産性向上や協働化の促進等のため、介護従業者を対象に、3.3%の賃上げを実現する措置、生産性向上や協働化に取り組む事業者の介護職員を対象に2.4%を賃金に上乗せ措置を実施することに取り組む事業者に対し加算されます。所定単位数×108/1000 |

3. 保険外サービス利用料金(消費税込み)

| 項目 | 金額 | 利用単位 | 内容の説明 |
|-------|---------|-------|--|
| 食費 | 669円 | 1日あたり | ご利用者様の食事費用といたしまして食材料費と調理費をお支払いいただきます。 |
| 日用品 | 実費 | | ご利用者様が日用品を希望された場合、その際に必要な以下の日用品の費用をお支払いいただきます。歯ブラシ、薬用ハミガキ、洗口液、スキンクリームなど。 |
| 教養娯楽費 | 実費 | | ご利用者様が書道や水彩画など特に活動を希望された場合、その際に必要な道具や材料の費用をお支払いいただきます。 |
| 理美容代 | 2,750円～ | | 施設出入り業者へのお申し込みとなります。 |
| おむつ代 | 実費 | その都度 | 施設で用意するものをご利用いただく場合 |
| 開示手数料 | 3,300円 | 1回 | 記録の開示に係る手数料(医師による面談料含む) |
| 記録の写し | 22円 | 1枚につき | 記録の開示に係る記録のコピー代(白黒,カラー) |
| 記録の写し | 1,100円 | 1枚につき | 記録の開示に係る画像代(CD-R) |